AI ライティングサービス個別規定

（サービス内容）

第１条　AI ライティングサービス（以下「本サービス」といいます）は、次の工程により成果物である記事を制作し、お客様に納品するものです。

（１）お客様が指定するキーワードまたは草稿、および当社が選定・修正したプロンプトを生成 AI（大規模言語モデルを含むがこれに限られない）に入力し記事案を出力させること。

（２）当社が SEO 目的で記事案を選別・修正し、必要に応じ再出力を行うこと。

（３）完成した記事を、Word 等当社所定の形式またはお客様が指定する形式で納品すること。

２　当社が発行する個別の見積書に以下の記載があった場合は、当社において代行します。

（１）キーワード選定・記事構成案の起案

（２）画像（ストックフォトサービスまたは生成 AI 画像）の選定

（３）お客様指定 CMS への記事・画像のアップロード

（４）その他個別の見積書にて定められている業務

なお、サービス毎の報酬及び具体的な作業、その他追加的な作業内容は、個別の見積書の記載の通りとします。

（著作権）

第２条　納品された制作記事であって、当社が本サービスの遂行にあたって新規に制作したものの著作権は、納品の完了時に当社からお客様に移転します。制作記事に含まれ、又は、制作記事と関連して納品される写真素材や画像素材は、個別の業務の受託時に特に合意した場合の他は、第三者が著作権を有しライセンス提供するものを、使用許諾を受けて使用します。かかる素材や当社が業務の着手以前から保有する著作物に関する権利は、納品完了後も当社又は提供元の第三者に留保されます。著作権が当社又は第三者に留保されるものについて、お客様は、お客様ご自身のためにのみ使用することができ、第三者への頒布や再使用許諾は行えません。そのため、当社または第三者に留保された著作物について、お客様に対し権利非侵害を保証するものではなく、お客様と第三者との間に生じた紛争はお客様自身で解決するものとします。

（無保証・制限事項）

第３条　本サービスは、次の事項を行わず、また保証しません。

（１）記事が公開に適する程度に完成しているかの確認

（２）記事がお客様の掲載意図や固有事情を適切に反映しているかの確認

（３）記事中に記載された事実の真実性・適時性

（４）記事が第三者の著作権その他権利を侵害しないことの確認

２　本サービスにより納品された制作記事の契約不適合事由は、日本語の文法適合性および誤字・脱字の修正に限られ、生成 AI 利用が検出される等のその他一切の責任を負いません。

３　当社は事前に設定された目的のために記事を制作することのみを保証し、制作記事をお客様が利用する事由による成果を保証するものではありません。

４　本サービスのために使用するAIサービス・モデルは当社が選定します。

５　記事生成にあたって、当社が利用するAIサービスに、記事生成の起点となる各種の情報が入力されます。AIサービスによっては、入力された情報がモデルの学習に利用される場合があります。

６　当社が記事を出力するためにプロンプトに入力した情報は、当社のノウハウを含むものであり、お客様には開示されません。

７　制作記事を利用した場合でも、検索順位は検索エンジン運営者がサーチエンジンに設定する順位決定ロジックに依存します。かかるロジックは公開されていないため、ＳＥＯのために行うあらゆる活動に関しては、順位が向上すること、順位が低下しないことが保証できません。技術革新により生成AIによって生成された記事や画像である事を検出する技術が検索エンジンに適用された場合、検索順位が低下することがあります。

（検収）

第４条　制作記事の納品後３営業日以内にお客様から前条２項に規定の契約不適合責任事由が通知された場合、当社は制作記事の修正を行います。お客様より通知が無いまま３営業日が経過した場合は、制作記事の納品が完了したものとみなし、納品完了後は制作記事の修正を求めることができません。

（サービス中断・停止・仕様変更）

第５条　本サービスは、生成AIを提供する外部サービスの障害、通信回線やシステムの保守、法令改正その他当社の支配が及ばない事由により、本サービスの全部又は一部を中断、停止又は仕様変更（以下「中断等」という。）することがあります。中断等が発生した場合、当社は、合理的な範囲で速やかに復旧又は代替手段の提供に努めるものとします。ただし、中断等に起因してお客様又は第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負いません。

（契約期間及び停止）

第６条　本サービスにかかる当初契約期間、及び、当初契約期間終了後の契約期間は、見積書に記載の通りとします。見積書に契約期間の記載がない場合は、当初契約期間は６ヶ月間となります。当初契約期間終了後の契約期間は、６ヶ月ごとの自動更新となり、契約満了月の前月末日までにご通知いただく事により自動更新を停止できます。

（契約記事本数）

第７条　本サービスにかかる当初契約記事本数、及び、当初契約期間終了後の契約記事本数は、見積書に記載の通りとします。お客様の責めに帰すべき事由により契約記事本数分の記事を当社が契約期間内に納品できなかった場合、契約期間終了から３ヶ月間は、かかる事由が解消されることを条件として、本サービスの提供を継続します。

（解約・違約金）

第８条　お客様が検収完了前または契約期間中にサービスの契約を解約する場合には、違約金として、成果物が納品された場合に発生する代金額を当社に対して支払

うものとします。違約金が支払われた場合でも、お客様による解約により当社に別途損害が生じた場合は、損害の賠償を請求する事は妨げられません。また、お客様側提供情報の提供の遅れやお客様による確認事項の確認の遅れ、連絡が取れないなど、お客様都合により３か月以上の遅延が生じた場合は、当社側の判断にて当該契約を解除でき、お客様は成果物が納品された場合に発生する代金額を違約金として、当社に対して支払うものとします。

（損害賠償）

第９条　当社がお客様に損害を与えた場合には、その原因の如何を問わず、かかる損害が当社の故意又は重過失に基づく場合のみ、賠償の責を負うものとします。賠償は月額最大請求額(月額最大請求金額の定めが無い場合には月額料金、月額料金の定めが無い場合には請負金額)の１ヵ月分を限度とします。

株式会社 PLAN-B 制定：2025 年 08 月 05 日